

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和4年4月14日(木) 参・法務委 川合孝典議員(国民)
2問 裁判官一人当たりの処理件数、裁判官の残業実態、支部機能を充実させる等の観点から、今後、裁判官数はどうあるべきかについて、法務大臣の所見を問う。

[裁判所の人的体制の充実は重要]

- 司法権を担う裁判所において、事件を適正かつ迅速に処理するため、より充実した人的体制が構築されることは重要と認識。

[必要な裁判官の員数は最高裁判所において検討されるべきもの]

- もっとも、裁判官の定員を含む裁判所の人的体制の在り方については、事件動向のほか、訴訟実務の在り方や充員の見込み等の諸事情を踏まえ、まずは最高裁判所において必要な検討がされるべき性質のもの。

- そして、その最高裁判所の判断は、司法権の独立の観点から尊重されるべきものと考えている。

[結論]

- したがって、法務省として、裁判官の員数がどうあるべきかについてお答えするのは適当でない。
- 法務省としては、裁判所職員定員法を所管する立場から、引き続き、最高裁判所の判断を尊重しつつ、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、適切に対応してまいりたい。

(参考) 平成30年4月13日衆・法務委員会議事録(抜粋)

- 黒岩委員
(略)
もちろん増員については司法行政、最高裁がつかさどるわけですけれど

ども、私も、やはり法務大臣としても、それは最高裁の判断を尊重するということになることはわかっていますけれども、一定の方向性というもの、今後の対策も示していただきたいんですよ。

(略)

大臣、ちょっと御見解を聞かせてください、大枠な方針ぐらい、大臣の所見をお答えいただきたいと思います。

○上川国務大臣

裁判官を含めまして、裁判所の人的な体制の充実ということについては、司法権を担う裁判所が事件を適正かつ迅速に処理をするという意味で、大変不可欠な要素でございます。

委員からも先取りして御指摘あったところではございますが、裁判官の定員も含めまして、今後の裁判所の人的体制の整備のあり方につきまして、これは、事件動向等、諸事情を総合的に考慮した上で、まずは最高裁判所において適正に判断されるべき性質のものであるということでございます。

今、過去の委員からの御指摘も含めまして、きょうもさまざまな御指摘をいただいたということでございますので、そのようなことにつきましても十分に考慮した上で、まずは最高裁判所におきまして適切に判断されるべき性質のものであるということでございます。

法務省といったしましては、最高裁判所において判断されるところを踏まえまして、裁判所関連の法律を所管する立場から、この裁判所職員定員法を含めまして引き続き適切に対応してまいりたいというふうに思います。

【責任者：司法法制部司法法制課 加藤課長 内線██████ 携帯██████】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
 令和4年4月14日(木) 参・法務委 山添 拓 議員(共産)
 問 裁判所が必要とする人員を確保できるよう、裁判所の予算獲得について努力すべきではないか、法務大臣に問う。

[裁判所の予算について]

- 裁判所の経費は、独立して国の予算に計上するものとされ、裁判所の予算の原案は、独立の機関たる最高裁判所が、独自の判断に基づいて、内閣に提出することとされている。
- したがって、予算編成過程における財務当局との協議も、最高裁判所の事務当局が当たるものであり、法務省はこれに介入すべき立場にはない。

[裁判所の予算要求が正しく理解されるよう努める]

- もっとも、裁判所の予算についても、最終的に予算案を作成するのは内閣の責務である。
- そのため、法務大臣としては、内閣としての意思決定の段階において、閣議の一員として、また、裁判所の職務に最も近い関係にある法務を担当する大臣として、裁判所の要求が正しく理解されるよう努めてまいりたい。

(参考) 令和3年8月の概算要求時と令和4年度予算案について

職の別	増減の別	概算要求時	予算案	差異
裁判官	増員	なし	なし	なし
	減員	-40	-40	0
裁判官以外の 裁判所の職員	増員	67	41	-26
	減員	-67	-67	0

上記表のとおり、裁判官以外の裁判所の職員の増員分が、概算要求時は+67人だったものが、予算案では+41人となり、26人減少した。

(参照条文)

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

第八十三条（裁判所の経費） 裁判所の経費は、独立して、国の予算にこれを計上しなければならない。

2 (略)

○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）

第十七条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

2 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 加藤課長 内線████ 携帯████】